

令和 2 年第 1 回京丹波町議会定例会  
施 政 方 針

令和 2 年 2 月 2 7 日

本日ここに、令和 2 年第 1 回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただき誠にありがとうございます。また、日頃、議員各位には、円滑な町政の推進にご支援、ご協力をいただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

今期定例会では、町長就任後 3 回目となる当初予算案を提案させていただくこととなりました。

私が町政をお預かりしてから早くも 2 年余りが経過し、折り返しとなる節目に当たり、町民の皆様の幸せのために、心新たに、全力を尽くして町政運営に邁進することを、ここにお誓いするものであります。

議員各位の格別のご指導、ご支援を切にお願いする次第であります。

さて現在、中国で猛威を振るっております新型コロナウイルスであります。世界各地で広がりを見せ、終息が見通せない状況となっております。我が国におきましても、感染者は 2 月 2 0 日現在で 8 4 人、死亡者も発生したところであります。

本町におきましても、管理職で組織する「新型コロナウイルス感染症対策会議」を立ち上げるとともに、告知放送や文字放送、また町ホームページを活用し、予防対策の啓発を実施しているところであります。

今後とも、情報収集に努め、動向等について注視してまいります。

次に、現下の社会経済の動向としましては、雇用・所得環境の改善等により内需を中心に緩やかな回復基調とされております。

また、国においては「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」の策定に基づき、当面の需要喚起にとどまらず、持続的な経済成長の実現につなげていくこととされております。

こうした状況の中、国の新年度一般会計予算は、社会保障の充実と経済対策の着実な実行、さらには歳出改革の取組みの継続により、経済再生と財政健全化の両立を図るための予算とされ、前年度に対し1.2%増の102兆6,580億円が編成されたところであります。

また、令和2年度の地方財政対策にあつては、昨年度に比べ地方税や地方交付税の増加見込により、臨時財政対策債の発行を抑制するなど、地方財源不足額の抑制への対策が図られているところではあります。不足額は4兆5,285億円と昨年度に比べ2.7%増加しており、さらには、引き続き、幼児教育・保育の無償化をはじめとする社会保障経費の増加が見込まれることなど、地方にとって厳しい状況が依然として続くものと見込まれております。

このような情勢を背景として、私の行政推進の基本理念であります「助け合いと活力のある健康の里づくり」の実現に向けた施策をいかに実行していくのか、令和2年度における施策につきまして申し述べさせていただきます。

現在、喫緊の課題である子ども子育て支援の充実と人口減少対策を重点的に推進するため、町組織を改編する中で、日々、本町の活性化に向けた様々な取組みを推進しているところであります。

今、まさに少子高齢化と人口減少社会への対応として、総力を挙げて取り組んでいかなければならない課題だと考えております。

特に移住・定住対策では、京都府が指定する本町の「移住促進特別区域」も増え、また移住に関する各地域の情報説明やアドバイスを行う「京の田舎ぐらしナビゲーター」についても、町内の各郵便局と「地方創生に関する協定」を締結したことで拡充を図り、空き家情報や移住者が求めるニーズに対応できる体制づくりを構築したところであります。

さらに、「京丹波町空き家情報バンク」の適正かつ円滑な運営を目的として、京都府宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会と協力協定を締結したところであり、より効率的な取組みを進めてまいります。

近年、移住希望者の動向として、「地方都市での暮らし」へのニーズが高まっている中、都市部での相談会への参加や短期間の田舎暮らしが体験できる、お試し住宅の整備を行うなど、移住対策の取組みを推進してまいります。

次に、健康の里づくりの実現に向けた5つの柱に沿ってご説明申し上げます。

まず、「行政の公正化」については、町民のみなさんと一体となって町づくりを進めるためにも、しっかりと説明責任を果たしていく必要があります。今後もタウンミーティングを継続し開催してまいります。参加人数等の課題もあることから、より町民の皆様との対話や情報公開につながる取組みを引き続き検討し、実行に移してまいります。

「新庁舎建設工事」につきましては、この度、再入札の結果、施工業者が決定し、仮契約を結び、今定例会に提案させていただく運びとなりました。いよいよ、令和3年8月末の完成を目指し、新庁舎建設が本格化することとなります。

また、関連します道路拡幅工事や排水路の整備など、一体的に進めてまいります。

さらなる子育て支援に向けた「認定こども園」の開設については、「京丹波町立(仮称)たんばこども園 新園舎建設基本計画」に基づき、令和4年度の開園に向け、取組みを進めてまいります。

今後とも、安全な園生活に最大限配慮し、地域とともに園児の健やかな育ちと成長が促せる、豊かな自然を生かした温かみのある園舎整備を目指します。

この2つの施設は、本町の豊富な森林資源を活用して建設を行ってまいります。最近では、大型施設に木材を活用する事例も増えてきております。東京オリンピック・パラリンピックのメイン会場となる木を使った「杜」のスタジアムとしての新国立競技場の完成や、近隣では、今月竣工した亀岡市のスタジアムも木材を多く使用しております。これまでは、鉄筋コンクリートや鉄骨造とされてきた大型建築物もウッドチェンジ、「木造化」の流れがでてきており、また、環境問題に関心が集まるなか、2015年に採択されたパリ協定を背景に、木材利用が社会貢献の手段となってきました。

新庁舎、認定こども園は、そうした木材利用のシンボルとして全国に発信するとともに、自然が感じられ、地元愛を育む施設となるよう取組みを進めてまいります。

2つ目の柱は「環境整備」であります。

本町の豊かな自然や生活環境の保全につきましては、環境美化活動や資源ごみ集団回収など、地域ぐるみの活動を引き続き支援し、ごみの減量化や再資源化を推進するとともに、環境保全に関する啓発を行い、家庭ごみの適正な排出をはじめ、違法となる野焼きの解消を図ります。また、後を絶たない廃棄物の不法投棄に対しましては、巡回、監視等の対策を強化し、さらに、適正な動物飼養や空き地管理などについても関係機関と連携し取組みを進め、安全で快適な生活環境の確

保に努めてまいります。

近年、勢力の強い台風やゲリラ豪雨、また線状降水帯の発生などにより、大規模な自然災害が頻繁に発生しています。住民の皆様には、自分の身は自分で守るという意識を持っていただくことが大切であります。そのためには、日頃から自然災害の恐ろしさを認識し、緊急時の対応に慣れていただくことで、落ち着いた行動が取れるよう、地元の消防団員、区、関係団体等と連携を図り、協力を得ながら住民避難訓練をはじめ学習する機会づくりにも、取り組んでまいります。また、災害時における初期対応は、地域において連携を図っていただくことが最も重要であることから、自主防災組織の結成及び育成に努めてまいります。

原子力防災につきましては、万一の事故に備え、住民の安全と安心を守るため、引き続き避難路の整備や要支援者等への車両の確保を国に求めるとともに、地域協議会での連携を図りながら、原子力施設の現状や安全対策等の把握と、住民避難訓練の実施により住民避難計画の確認・検証を行い、課題の解消に努めてまいります。

次に、一般住宅等の耐震化では、本年度「京丹波町建築物耐震改修促進計画」の見直しを行うとともに、現行の耐震基準に適合していない建築物におきましては、引き続き耐震診断事業や耐震改修事業を推進してまいります。また、住宅改修補助金交付事業につきましては、町民の住環境向上を図るとともに、町内商工業の活性化に資するため、継続して実施してまいります。

水道事業につきましては、継続して安全で良質な水道水を供給するため、水質管理の徹底など適正な施設管理を図り、経年により老朽化した水道管の耐震化等の事業を計画的に進めるとともに、健全な水道

事業経営を目指し、事業の効率化や他の事業者との広域連携、共同化に向けた取組みを進めてまいります。

また、下水道事業では、持続的な下水道処理システムを構築していくため、予防的な維持管理や処理場の機能強化を実施し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全に努めるとともに、住民サービスを将来にわたり安定的に提供するため、公営企業法適用に向けた取組みや、他の事業者との広域連携、共同化に向けた取組みを進めてまいります。

次に、ケーブルテレビ運営事業につきましては、将来にわたって安定したサービスの提供と、さらなる利便性の向上や高度情報化社会に適応するため、民営化に向けた取組みを進めてまいります。

また、民営化を踏まえ、負担を軽減することにより定住促進を図るとともに、民営化への円滑な移行を促進するため、加入分担金の改正について、今定例会に提案させていただくこととしております。

今後は、民営化にかかる民間事業者を選定し施設整備を進めるとともに、住民の皆様には丁寧な説明を行い、円滑に移行できるよう努めてまいります。

3つ目の柱は「暮らしの安心・安定」であります。

町民の皆様安心して暮らしていただくための最重要課題は、地域医療の確保であります。近年、医療を取り巻く環境は年々厳しくなっておりますが、自治体病院の使命は「地域に必要な医療を公平・公正に提供し、住民の生命と健康を守り、地域の健全な発展に貢献すること」であり、その実現に向け、経営基盤の強化と医師確保をはじめとする医療提供の体制づくりに努めてまいります。

また、昨年9月に厚生労働省が、地域医療構想における再編・統合などの再検証が必要な病院として公表したことにつきましては、今後

とも、南丹地域医療構想調整会議において、しっかりと本町の現状をご理解いただく中で、引き続き地域医療の確保に努めてまいります。

次に、少子高齢化が進行する中であって、高齢者や障害者の方々が安心して暮らせる環境づくりは最も重要な政策課題であります。令和2年度から3年度において、現行の地域福祉計画の見直しを行うとともに、引き続き地域全体での見守りや声かけの取組みを進め、みんなで支える地域福祉づくりを推進してまいります。

さらに、深刻な介護人材不足に対応するため、福祉人材確保対策事業と、介護福祉士育成修学資金貸付事業を通じて、引き続き町内福祉事業所等への人材確保支援に努めてまいります。

次に、住民の安心・安全と、健康で心豊かな生活を保障するための施策についてであります。

これまでから、基本健診とがん検診が同時に受診できる総合健診の推進をはじめ、ピロリ菌検査の導入、胸部レントゲン検査のデジタル化、乳がん検診の広域化による個別検診の実施等を進めてきたところであります。

令和2年度におきましては、胃がん検診のデジタル化により、がんのさらなる早期発見と検診の充実に努めてまいります。

休日健診につきましても、昨年度と同様に2回実施するなど、若年層や勤労者が受診しやすい体制づくりに努めてまいります。

また、「第2次健康増進計画及び第2次食育推進計画」をもとに、引き続き、健康づくり推進協議会や食生活改善推進員協議会をはじめ関係機関との連携を強め、地域ぐるみの「健康づくり」と、きめ細かな保健指導に取り組んでまいります。

さらに、自殺対策計画に基づき、誰もが自殺に追い込まれることのない地域づくりを進めてまいります。また、安心して医療が受けられるよう、心身障害者やひとり親家庭等に対する医療費助成をはじめとして、出生から18歳以下の方までの医療費負担を医療機関ごとに月

額 200 円とする医療費助成制度や、妊婦健診に必要とされる健診 14 回分及び産婦健診 2 回分を全て公費負担とする制度、さらには妊娠を望む方に対し、不妊治療に係る費用を軽減する不妊治療助成金事業を継続してまいります。

また、新生児への虐待未然防止や産後不安を抱える母親への支援策として、妊娠・出産包括支援事業についても進めてまいります。

介護保険分野では、平成 30 年度から 3 か年を計画期間とする、「高齢者福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画」の最終年度として、引き続き、介護保険事業の健全かつ円滑な運営を図るとともに、家族介護支援をはじめとする認知症施策を積極的に実施し、地域の社会資源も活用する中で、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていける地域包括ケアシステムのさらなる充実と、第 8 期介護保険事業計画等の策定に取り組んでまいります。

また、障害者支援では、平成 30 年度に策定しました「第 3 期障害者基本計画及び第 5 期障害福祉計画並びに第 1 期障害児福祉計画」に基づき、相談支援事業の充実と、きめ細かな障害福祉サービスの提供に努めるとともに、障害者等の自立と社会参加の促進が図られるよう、関係機関と連携して、地域生活支援事業を推進してまいります。

あわせて、「第 6 期障害福祉計画及び第 2 期障害児福祉計画」の策定に取り組んでまいります。

消費生活行政につきましては、消費生活相談員による消費者相談窓口を継続するとともに、高齢者をはじめとする消費者のトラブル防止など、関係機関と連携した啓発活動に取り組み、消費者の安心安全の確保を図ります。

また、女性のための相談窓口は、毎月 1 回の実施を継続し、関係機関と連携のもと、各種相談業務の充実を図ります。



交通対策につきましては、町営バスが本町における公共交通の中心的存在として役割を發揮するよう、引き続き利便性の向上を図るため、令和2年10月を目途に70歳以上の方を対象に料金を半額にし、高齢者の利便性向上に努めてまいります。

また、町内唯一の高校である須知高校への通学支援につきましては、町営バスの利用促進及び須知高校の活性化対策として、引き続き助成を実施します。

近年、高齢者が関係する重大な交通事故が全国的に多発しております。その対策として本町では、運転免許証自主返納制度を設けており、本年1月末現在で162人の方がこの制度を活用されました。

また、交通事故を未然に防ぐため、急発進抑制装置取付に対する助成制度を設け、高齢者の事故防止に努めるとともに、JRバスや町営バスなどの公共交通利用への誘導を図ってまいります。

4つ目の柱は「子育て支援」であります。

仕事と子育てが安心して行える環境整備や、地域社会を含めた「かわり合い・かまい合い・つながり合い」ながら、子どもも大人も地域にも活力が生まれることを目指して、「子育てを みんなで育む 地域の輪」の理念のもと、計画的、総合的に子育て支援の充実を図る「第2期京丹波町子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしております。

すべての子どもが健やかに成長できる、子育て世帯が孤立することなく安心して子育てができる環境の整備をはじめ、子どもの育ちと健全な育成を地域全体で支えるため、母子保健、福祉、教育等関係機関と連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実施してまいります。

教育・保育環境の整備として、すべての子どもに平等な条件のもと

「教育」「保育」「子育て」を提供する体制づくりとして、令和4年4月の幼保連携型認定こども園開設に向け、教育保育課程の調査研究、職員の専門性、質の向上に努めるとともに、令和2年度から（仮称）たんばこども園 新園舎の建設に着手し、子どもや保護者、関係者のニーズに応じた安全で健やかな成長が促せる施設整備を進めてまいります。

保育所の運営につきましては、就学前期の教育・保育が、生涯にわたる人間形成の基礎を培う重要な時期として社会的に認知される中、質の高い教育と保育環境の充実、また、幼保連携型認定こども園に移行する、みずほ保育所、わちエンジェルの改修につきましても、年次的に実施してまいります。

また、発達支援事業については、作業療法士による療育事業や専門相談事業に加え、学校生活での困り感に早く気づき、本人に合った関わり方をすることで、二次障害の防止や地域社会で自分らしく生きていけるよう、「思春期サポート事業」に取り組めます。

地域における在宅子育て支援については、「子育て支援センター」の運営体制、事業等を見直し、丹波子育て支援センターを中心とした運営体制の構築を図り、親子の交流事業の充実とあわせ、町内小中学校でのふれあい事業の実施、未就園家庭への戸別訪問事業等、新たな事業展開を検討してまいります。

さらには、供用開始間近となりました丹波ひかり小学校敷地内の学童保育施設「のびのび児童クラブ1組」を含め、3つの学童保育施設の適正な管理運営を引き続き行うなど、子育て環境の充実に向けた取り組みを一層推進してまいります。

また、教育分野におきましては、「学校・家庭・地域総がかりで育む子育てから人づくりへ」を基本理念に掲げ、きめ細やかな生涯学習を

推進してまいります。

まず、学校教育につきましては、いじめや不登校への早期対応や学校施設の長寿命化など、誰もが安心して自分の力を発揮できる環境づくりを推進するとともに、新学習指導要領の全面実施を踏まえ、「知識及び技能の基礎」、「思考力、判断力、表現力等の基礎」、「学びに向かう力、人間性等」という資質・能力の3つの柱の一体的な育成を通して、児童生徒一人ひとりの「生きる力」を育ててまいります。

また、社会に開かれた地域とともに歩む学校づくりを目指し、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）設置に向けた取組みを推進してまいります。

次に社会教育におきましては、一人ひとりの人権が尊重され、生き生きと暮らせる社会を築くため、地域のつながりや自然、伝統文化など、様々な力を活用しながら、生涯にわたる多様で自主的な学習活動への支援を推進してまいります。

さらに、ホッケーやカヌーをはじめ多様なスポーツの普及、振興や京都トレーニングセンターの活用を通して、町民の健康づくりと交流機会の拡充を図るとともに、町の誇りであり、大切な財産である文化財や伝統文化の保存と継承に努めてまいります。

5つめの柱は「産業振興」であります。

農林業関係につきましては、有害鳥獣対策をはじめ、担い手の確保や育成、特産物の生産振興、農業・農村整備、循環型農林業の推進、さらには、令和2年度を本町のスマート農業元年として、新たな農業の構築に向けて取り組んでまいります。

有害鳥獣対策では、野生鳥獣被害総合対策事業等を活用し、被害防止柵の設置補助やサル被害に対応するための集落研修、サル対応型の複合電気柵の普及、サル捕獲檻設置などの対策を強化してまいります。

また、狩猟者の確保・育成を図るため、引き続き狩猟免許の取得支援制度のほか、近隣市との情報共有を行い、より効果的な被害防止対策を実施してまいります。

担い手育成対策では、地域の中核的な担い手となる認定農業者や新規就農者をはじめ、集落営農組織などが行う農業機械の導入や、施設整備に対する支援を実施してまいります。また、農地中間管理機構を通じた担い手への農地集積や、地域外からの新たな担い手等とのマッチングなどにつきましても進めてまいります。

生産振興対策では、消費者の安全・安心への志向が高まる中、売れる米づくりを進めるとともに、主要な特産物である「黒大豆」、「小豆」をはじめ、「そば」、「京野菜」、また、加工米である「京の輝き」や「飼料用米」「飼料用稲」など、需要に応じた作物の生産振興を図るほか、本町の名産である「丹波くり」の生産拡大を図るため、丹波くり振興事業や国の山村活性化支援交付金を活用し、生産者の確保・育成と生産拡大・販売力の強化に向けた取組みを引き続き実施してまいります。

また、京丹波町産 農産物等の認証制度を引き続き実施し、京丹波ブランドの一層の確立を支援してまいります。

畜産対策につきましては、堆肥の活用による土づくりをはじめ、中核的な担い手が行う機械導入や施設整備に支援を行うとともに、経営所得安定対策を活用した耕種農家と畜産農家の協力による自給飼料の生産、供給のできる仕組みづくりを推進してまいります。

農業・農村整備につきましては、地震・豪雨等の自然災害に備えるため、基幹的な農業水利施設の老朽化対策を講ずるなど、農村地域の防災・減災に向けた整備を行うとともに、引き続き一定規模の ため池点検を実施します。また、中山間地域等直接支払や多面的機能支払交

付金の活用等により、農業・農村の多面的機能の保全が図られるよう、支援してまいります。このほか、小規模農家を含めた地域活動を強化するため、地域外の人材の活用を含めた地域の基盤づくりや、地域資源を生かした「なりわい」づくり、また、企業と提携したビジネスへの発展までを一体的に支援する集落連携活動を、引き続き推進してまいります。

林業振興面では、林業経営の向上や林業団体の育成を図り、あわせて森林の持つ多面的機能を良好に維持していくため、森林を整備する地域活動等への支援を実施します。また、本町の人工林の3分の2が利用期を迎える中、森林施業の集約化や路網整備を通じた施業の低コスト化を図るため、仏主区から細谷区を結ぶ「月ヒラ長老線」の開設に取り組むなど、計画的な森林整備を進めてまいります。

さらに、公有林整備事業により、伐採、植林、保育にかかる雇用を創出するとともに、民有林における施業コストの低減につながるよう、伐採技術の向上と低コスト技術の習得を図ります。また、町有林での主伐により伐採された原木は、新庁舎や認定こども園の建設用材等にも活用してまいります。

令和元年度から始まりました「森林経営管理制度」では、森林所有者に対して適切な経営や管理を行わなければならない責務があることを明確化した上で、適切な経営管理が行われていない森林を、意欲と能力のある林業経営者や市町村に委ね、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立を図ることとされております。令和2年度は、森林所有者に対して、経営管理に関する意向調査や境界明確化の事業を実施してまいります。

「京都府立林業大学校」との連携では、実習林の提供などの支援を行うほか、様々な面で連携を強め、森林林業の発展と町の活性化を図

ってまいります。今春は、7期生12人が卒業される見込みであり、京都府内外の林業関係機関などへの就職が内定しているとお聞きしており、卒業生の皆様のご活躍を心から期待するものであります。

さらに、「第二次京丹波町総合計画」の将来像であります「自給自足的循環社会」の構築を目指し、バイオマス産業都市構想の具現化に向けた取組みを進めるため、森林資源や家畜排せつ物をはじめとした町内に豊富に存在するバイオマスをフル活用し、また地域内の資源と経済が循環する仕組みを構築することで、林業・農業・畜産業の活性化や雇用の創出を図ってまいります。特に地域資源の活用では、京丹波町バイオマス産業都市構想を基本にバイオマスの活用を推進し、産業創出と地域循環型のまちづくりを目指します。

また、町内産木材利用促進事業や薪ストーブ等導入事業、京丹波ぬく森のイス贈呈事業、木育<sup>もくいく</sup>の推進などを通じて、町内産木材の活用と木のぬくもりを感じる豊かな暮らしの実現に取り組んでまいります。

次に、道路等の整備であります。道路は産業活動や住民生活を支えるとともに、地域の連携や交流圏の拡大など、地方創生を実現するためにも欠かすことのできない社会基盤であります。このため、道路の利便性・安全性の向上はもちろん、観光入込客数の増加などのストック効果が最大限発揮できるよう、継続路線の整備や住民生活に欠かすことのできない生活道路の改善に取り組んでまいります。また、橋梁の定期点検結果に基づき、早期に修繕の必要な箇所から優先的に整備するとともに、引き続き定期点検や長寿命化計画を踏まえた老朽化対策に努めてまいります。通学路などの安全対策につきましては、京丹波町通学路安全推進会議を中心に関係機関と連携し、引き続き取り組んでまいります。

国道関係につきましては、旧町間を結ぶ重要な幹線道路であること

から、国道27号中山白土間の狭小区間改修や国道9号橋爪地区の歩道等の整備に、関係団体とも協調し、安全な道路の早期実現に向け、引き続き取り組んでまいります。

府道関係につきましては、沿線市との連絡や、国道に連絡する幹線道路であることから、災害時の避難道路や交流基盤として、その役割は重要であります。このため、早期改修に向けて、沿線住民の皆様や、促進同盟会、協議会の皆様と共に継続して要望活動を行ってまいります。

河川整備等につきましては、畑川ダム completionにより治水機能が向上し、安心・安全が図られたところであります。引き続き、高屋川「藤ヶ瀬工区」改修事業について事業進捗が図られるよう、京都府と連携して取り組むとともに、須知川をはじめ災害が多発する河川につきましても、事業化に向けた関係機関との連携、調整に取り組んでまいります。

また、砂防事業等につきましても京都府と連携して取り組むとともに、町管理河川におきましては、災害の発生につながるものがないよう、必要な修繕を行い、健全な河川環境の整備に努めてまいります。

なお、畑川ダム湖畔の周辺整備につきましては、財源を確保する上においても、地域との合意形成を図りつつ、京都府と一体となって取り組むことが完成への近道であり、今後、実施に向けた計画を策定する中で、国・京都府に要望してまいります。

次に、商工業の振興につきましては、一部に景気回復の兆しが見えるものの中小事業者にとっては、依然として厳しい経済情勢であり、商工会と連携した小規模商工業者等の育成や補給金制度など、町独自施策として商工業者の経営安定に向けた支援を引き続き行うほか、企

業誘致や起業育成及び地元企業の活性化を図ってまいります。

特に町内での起業を後押しする支援として、起業・新事業をさらに拡充し、産官金連携による創業支援と創業風土醸成につなげる「ビジネスプランコンテスト」を開催し、重点的に支援を行うなど、地域における雇用創出及び地域への人材定着を図るため、移住・定住政策と連携させた取組みを推進してまいります。

また、地域商社事業においては、国の地方創生関連事業等を活用し、令和元年度の取組みをさらにステップアップさせ、さらなる地域資源のブランド化や販路開拓など、農林業や商工業の活性化を図り、地域人材の育成や雇用創出につなげてまいります。

次に、観光の振興では、「食のまち・京丹波」を代表する町民参加型イベント「食の祭典」を、丹波自然運動公園、須知高校を会場として開催し、町民の皆様の誇りづくりや元気づくりにつなげてまいります。

また、町内の自然環境や観光名称を生かした映画等ロケ誘致事業は、映画「本能寺ホテル」や「あの日のオルガン」をはじめ、本年1月末実績で映画、ドラマ、CMなど36本の撮影が行われ、本町の魅力を映像を通じて広くPRできたものと考えております。

今後さらに、「映画のまち、映像文化のまち」として、本町の活性化につなげてまいります。

さらには、地域商社などを通じて「丹波」ブランドを活用した「農」と「食」の町づくりを一層進めていくとともに、人口が減少する中、「交流人口」の拡大や観光振興に向けた取組みも重要となります。本年10月には、道の駅「京丹波味夢の里」に隣接して、民間事業者、「マリオット・インターナショナル・ジャパン株式会社」の関連会社である「ラグジュアリー・ホテル・インターナショナル・ジャパン株式会社」が運営するホテルが開業いたします。



「観光」とは光を観ると書きます。光っていないと人は観にきてくれません。京丹波町を「光る」町にして、地域の活性化につなげてまいります。

また、現在、NHK大河ドラマ「麒麟がくる」が放映されており、明智光秀ゆかりの地として注目されております。これを機会に、新たな周遊ルートや体験メニューの開発など京丹波町の魅力を広くPRし、町内に観光客を呼び込むことができる取組みを推進してまいります。

このような取組みを行うためには、より一層「京丹波町観光協会」や「森の京都DMO」等関係団体と連携を図るとともに、東京オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツ観光聖地化事業を推進することにより、交流人口の拡大を図ってまいります。

このほか、「ワールドマスターズゲームズ2021関西」のゲートボール競技会場町として、国内外からの来町者の受入態勢の整備を進めるなど、さらに交流人口の拡大を目指した取組みを推進してまいります。

最後になりましたが、健康の里づくりの一つである「町財政の健康」であります。これまでに述べてまいりました様々な施策の実現には、健全な財政を維持することが不可欠であります。

少子高齢化や人口減少等の影響による社会保障費をはじめ、年々増加する歳出需要全般への対応や、大型事業の実施に伴う地方債残高の増加など、財政状況も依然として厳しい状況であります。

今後におきましても、新庁舎整備など、多くの地方債の借入が見込まれるとともに、普通交付税の合併特例算定の段階的縮減をふまえ、さらなる財政の健全化対策が求められます。

このことから、自主財源である地方税の確保におきましては、「公平・公正」の原則のもと、納税者の立場に立った適正な課税と徴収に

努めていかなければなりません。このため、京都地方税機構と様々な場面で十分連携し、納税者の利便性を図りながら、徴収率の向上に努めてまいります。

また、何事におきましても、町民の皆様への説明責任をしっかりと果たし、要望に応えられるよう、また、まちづくりに参画いただけるよう職員一人ひとりが常に住民目線で物事を考え、町政運営に取り組んでまいります。

以上、様々に申し上げてまいりましたが、これら諸施策の実現は、私ひとりで到底成しえるものではございません。緊張感とスピード感を持って誠実に、意思決定機関である議会や町民の皆様のご意見を伺いながら、職員と一丸となり、ワンチームで全力を注いでまいります決意であります。

議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援を心からお願い申し上げます。

以上、令和2年度の施政方針といたします。